５　茨城県教育研究会会則

第１条　本会は，茨城県教育研究会と称し，事務局を教育プラザいばらき内に置く。

第２条　本会は，県下の公立小中学校国立附属小中学校，加入を希望する公立中等教育学校及び特別支援教育諸学校をもって組織し，各郡市に支部を置く。

第３条　本会は，自主的研究団体として本県教育の振興充実を図るをもって目的とする。

第４条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1) 教育に関する調査研究
(2) 教育課程の実践的研究
(3) 研究会，講演会，発表会の開催
(4) 研究紀要，会報の刊行
(5) その他必要な事項

第５条　本会は，次の研究部を置く。

(1)　教育課程研究部
(2)　国語教育研究部
(3)　社会科教育研究部
(4)　算数・数学教育研究部
(5)　理科教育研究部
(6)　生活科・総合的な学習の時間研究部
(7)　音楽教育研究部
(8)　図画工作・美術教育研究部
(9)　体育・保健体育教育研究部
(10) 家庭，技術・家庭教育研究部
(11) 英語教育研究部
(12) 道徳教育研究部
(13) 特別活動教育研究部
(14) 学校図書館研究部
(15) 特別支援教育研究部
(16) 情報教育研究部
(17) 生徒指導研究部
(18) 学校事務研究部
(19) キャリア教育研究部
(20) 学級経営研究部
(21) 学校健康教育研究部
(22) 人権教育研究部

第６条　本会は，次の専門委員会を置く。

(1)　会報・紀要委員会
(2)　学力調査委員会
(3)　教育論文委員会
(4)　WEBページ運営委員会
(5)　へき地小規模校運営委員会
(6)　組織活性化委員会

２　会長が必要と認めたときは，臨時に専門委員会を置くことができる。

第７条　本会は，次の役員を置く。

(1)　会　　長　　１名
(2)　副 会 長　　５名
(3)　支 部 長　　若干名
(4)　研究部長　　若干名
(5)　評 議 員　　若干名
(6)　監　　事　　若干名

第８条　本会の会長，副会長及び監事は，評議員会において選出し，総会の承認を得る。

２　評議員は，支部長及び研究部長，専門委員長をもってあてる。

３　支部長は，各郡市教育研究会長をもってあてる。

４　研究部長は，各研究部の推薦者の中から会長これを委嘱する。

第９条　本会の役員の任務は，次の通りとする。

⑴ 会長は，本会を代表し，会務を統理する。

⑵ 副会長は，会長を補佐し，会長事故あるときはこれを代理する。

⑶ 支部長は，各支部の運営にあたる。

⑷ 研究部長は，各研究部の運営にあたる。

⑸ 評議員は，評議員会を組織し，本会運営の大綱，重要事項の審議にあたる。

⑹ 監事は，会計の監査をする。

第10条　本会の役員の任期は，１年とする。ただし重任をさまたげない。

２　補欠役員の任期は，前任者の残任期間とする。

第11条　本会の総会は，毎年１回これを開催する。ただし，必要と認めたときは，臨時にこれを開催することができる。総会は代議員をもって構成する。代議員は支部長及び研究部長，町村教育研究会長，支部の各研究部の代表１名とする。総会に付議する事項は次の通りである。

⑴ 事業報告並びに決算の承認

⑵ 事業並びに予算の承認

⑶ 会長，副会長，監事の承認

⑷ 会則の変更

⑸ その他必要な事項の協議

第12条　総会，評議員会，支部長会，研究部長会の議長は，その会議の構成員の中から選出する。

第13条　本会の経費は，会費，寄付金及び補助金等の収入をもってこれにあてる。

２　会費は別に定める。

第14条　本会会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

第15条　本会に顧問を置くことができる。

２　顧問は評議員会で推薦し，総会において承認を得る。

第16条　本会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長及び職員を置き，その職員は，教育センターの職員をもって充てる。

第17条　事務局長は，会長の指示に従い，会務を統理する。

２　職員は事務局長の指示に従い，会務を処理する。

第18条　本会則は，昭和37年８月27日から施行する。

昭和40年５月14日一部改正	昭和55年５月14日一部改正	平成14年５月15日一部改正
昭和43年５月10日一部改正	昭和57年５月14日一部改正	平成19年５月16日一部改正
昭和45年５月15日一部改正	昭和61年５月16日一部改正	平成22年５月12日一部改正
昭和46年５月12日一部改正	平成２年５月15日一部改正	平成24年５月２日一部改正
昭和47年５月９日一部改正	平成４年５月12日一部改正	平成26年５月14日一部改正
昭和48年５月15日一部改正	平成５年５月18日一部改正	平成27年５月13日一部改正
昭和49年５月15日一部改正	平成８年５月16日一部改正	
昭和54年５月15日一部改正	平成10年５月14日一部改正	